

新型コロナウイルス感染症

岡山県

医療ひっ迫警報

岡山県内では、10月下旬以降、感染が拡大し、病床使用率は60%を超えています。

また、年末年始にかけて、帰省など移動が多くなる時期を迎えることから、感染者がさらに増え、発熱外来・救急外来に多くの患者が殺到し、重症化リスクの高い方がすぐに受診できない状況が発生する恐れがあります。

そのため、「岡山県医療ひっ迫警報」を発令し、県民の皆様をはじめ事業者の皆様等に改めて基本的な感染防止策の徹底や適切な受診への協力等についてお願いいたします。

2022年12月20日

新型コロナウイルス感染症
岡山県医療ひっ迫警報
県から感染拡大防止のためのお願い

2022年12月20日

県民の皆様へのお願い

●基本的な感染防止策の徹底

- 発熱、のどの痛み、倦怠感など少しでも体調が悪い場合は、外出を控えること
- 手洗い等の手指衛生、3密（密閉・密集・密接）の回避を徹底すること
※定期的に空気を入れ替えるなど、換気には特に注意しましょう。
- 「マスクコード」（P.3参照）を遵守すること
※屋外で、会話をほとんど行わない場合や十分な距離（2m以上を目安）が確保できる場合はマスク着用は不要です。
- 会食はできるだけ少人数、短時間で、大声を控え、外食の際は、第三者認証店（P.9参照）など、感染防止策が徹底されている飲食店等を利用すること
- 混雑した場所や感染リスクが高い場所へ外出する場合は、感染防止策をより一層徹底すること

●体調不良時の備え

- 抗原定性検査キット（P.9参照）や自宅療養に必要な解熱鎮痛薬等をあらかじめ購入しておくこと

●適切な受診への協力

- 13歳から64歳までの重症化リスク因子がない方で、症状が軽い場合は、抗原定性検査キットを用い、陽性者診断センター（P.9参照）の利用を検討すること
- 受診する際は、休日や夜間ではなく、なるべく平日の日中に、かかりつけ医や、最寄りの診療・検査医療機関（発熱外来）（P.9参照）を受診すること
- 救急外来及び救急車の利用は、真に必要な場合に限ること

●無料検査の活用

○会食や旅行・帰省、イベント参加などで、感染リスクの高い行動を行い、検査を必要とする無症状の県内在住の方は、無料検査を受検すること

【特措法第24条第9項に基づく要請】

※検査資源を有効に活用し、重症化リスクの高い方等の検査機会を損ねることがないように、過度の頻回受検はお控えください。

●早期のワクチン接種

○ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ効果が認められているため、早期にワクチン接種を受けること

※季節性インフルエンザワクチンの接種もお願いします。

思いやりのルール「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○マスクを正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事のときも話をするなら必ずマスク

会話するときは必ずマスク着用を

ケース② 子どもが県外から帰省し、親族で集まり会食をして全員感染

屋外で人と2m以上離れているときは、
マスク着用は不要です！



©岡山県「ももっち・うらっち」



©岡山県「ももっち・うらっち」

高齢者施設・医療機関等へのお願い

- 高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」（厚生労働省）、医療機関においては感染対策のガイドライン等（学会の作成したガイドライン等）に基づく対応を徹底すること
- 施設内・院内の感染対策については、感染が持ち込まれることを想定し、感染を拡大させないために、基本的な感染対策を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- マスク着用の困難な利用者に対応する職員は、マスクだけでなくフェイスシールド等も着用し、目を守ること
- 休憩室、更衣室で、マスクなしの会話を控える、密にならない、換気に努める等過ごし方に十分気をつけること
- 飲食の時も、会話の際は必ずマスクを着用し、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させないこと
- 面会者からの感染を防ぐことは必要であるが、面会は患者や利用者、家族にとって重要なものであり、地域における発生状況等も踏まえるとともに、患者や利用者、面会者等の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、対面での面会を含めた対応を検討すること
- 退院基準を満たす退院患者を適切に受け入れるとともに、病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内や院内等で療養を行う場合に備え準備すること
- 高齢者及び障害者の施設・事業所については、職員に対する定期的な検査を実施すること
- 入所者、職員等へのワクチン接種を接種医療機関と調整の上、迅速に進めること
- 感染者・濃厚接触者となった職員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと
- クラスターが起こり得ることを前提に、準備（医療支援の体制確保、業務継続体制の確保等）を行うこと

学校へのお願い

- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」（文部科学省）等を踏まえた対応を基本としつつ、特に感染リスクが高い教育活動については、同マニュアル上のレベルにとらわれず、基本的には控えること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 部活動の実施にあたっては、各競技団体が作成するガイドライン等も踏まえて対応するとともに、活動の実施中以外の練習場所や更衣室等の共用エリアの利用、部活動前後の集団での飲食の場面や移動にあたっては、マスクの着用を含めた感染対策を徹底すること
- 臨時休業は、感染状況等を踏まえ、学校設置者の判断で機動的に実施すること
- 飲食の際は、飛沫が飛ばないように座席の工夫、十分な距離の確保、食事時間の分散、大声での会話を控えるなど、感染防止策を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させないこと
- 学生寮における感染対策を徹底すること
- 感染者・濃厚接触者となった学生・生徒・児童・教職員に対し、出席停止・休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと

保育所・認定こども園等、 放課後児童クラブ、放課後子ども教室へのお願い

- 「保育所における感染症対策ガイドライン」（厚生労働省）「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県）などに沿った感染防止策を徹底すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 園児をできるだけ少人数のグループに分割するなど感染を広げない形で保育を行うこと
- 園児・児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出席・出勤させないこと
- 2歳未満の子どもは、マスク着用は奨めないこと
- 2歳以上の就学前の子どもは、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めないこと
- 飲食の際は、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 施設内で感染者が確認された場合は、感染状況等を踏まえ、市町村の判断のもと、学級閉鎖・臨時休所等を検討すること
- 感染者・濃厚接触者となった園児・児童・職員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと

事業者の皆様へのお願い

- 業種別ガイドラインを遵守すること【特措法第24条第9項に基づく要請】
- 職場における感染防止の取組（手洗い等の手指衛生、せきエチケット、職員同士の距離の確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、テレビ会議の活用、昼休みの時差取得、社員寮等集団生活の場での対策等）や「3つの密」を避ける行動を徹底すること
特に職場での「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）、食堂等職員の交わりが想定される場面に注意すること
- 「感染拡大防止のための効果的な換気」（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会）を参考に、定期的に空気を入れ替えるなど換気を徹底すること
- 「マスクコード」を遵守及び周知すること
- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調が悪い場合は出勤させないこと
- 飲食の時も、会話の際は必ずマスクを着用し、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止策を図ること
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等人との接触を低減する取組みを推進すること
- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 感染者・濃厚接触者となった従業員に対し、休暇取得や勤務再開に当たって、医療機関や保健所が発行する検査結果証明書等の提出を求めないこと
- 接客業の事業者の方は
 - ・売り場等の3密回避や換気の徹底
 - ・来客への手指消毒や場面に応じたマスクの着用の呼びかけについてもお願いします。
- 飲食店等の方は
 - ・第三者認証事業（P.9参照）の認証取得についても努めるようお願いします。

● 県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づく要請〕

- 次の要件に従って、必要な感染防止策を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 感染防止策が徹底できない場合は、イベント開催を自粛すること
- お祭りなど多数の出演者が参加するイベント開催に当たっては、地域の感染状況や過去の感染事例を踏まえた出演者が取り得る感染対策等も勘案し、開催規模や内容の見直し、必要な感染対策の拡充について、適切に判断すること

	感染防止安全計画を策定しない場合 ※次の人数上限、収容率を満たし、かつ いずれか小さい方を限度とすること	感染防止安全計画を策定する場合 (5,000人超かつ収容率50%超)
人数 上限	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方	収容定員まで
収 容 率	<p>大声なし 100%以内 大声あり 50%以内</p> <p>同一イベントにおいて、「大声あり」、「大声なし」のエリアを明確に区分して開催する場合、 それぞれ50%（大声あり）・100%（大声なし） 大声あり：大声（観客等が、①通常よりも大きな声量で、②反復・継続的に声を発すること）を積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベント</p>	<p>大声なし 100%以内 ※基本的に大声なしでの開催が前提条件</p>
条 件	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止策チェックリスト」（様式5）を作成し、公表（ホームページ掲載やイベント会場での掲示等）するとともに、イベント終了日から1年間保管すること ● 問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること 	<ul style="list-style-type: none"> ● 「感染防止安全計画」（様式4）を策定し、イベント開催2週間前までに県に提出すること ● イベント終了後、1か月以内に（ただし、問題が発生（クラスター発生、感染防止策の不徹底等）した場合は、直ちに）「イベント結果報告書」（様式6）を県に提出すること

※ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人が触れ合わない程度の間隔を確保すること

※ 参加者を事前に把握できない場合であっても、主催者が想定する参加予定人数が5,000人超の場合は、原則安全計画策定の対象

※ 各様式、詳細は、岡山県ホームページを参照のこと (<https://www.pref.okayama.jp/kinkyu/676051.html>)

岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度

◇ホームページ：<https://www.okayama-ninsho.jp>

◇コールセンター：086-222-5611（平日9～17時）



診療・検査医療機関（発熱外来）

発熱患者等に対して新型コロナウイルス感染症等の診療・検査を行う医療機関
県では、発熱等症状のある県民が、地域の身近な医療機関でスムーズに相談・診療・検査が受けられるよう、「診療・検査医療機関（発熱外来）」を指定し、ホームページで公開しています。

◇ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/page/686390.html>



陽性者診断センター

症状が軽く重症化リスクがない方等を対象に市販の抗原定性検査キット※で自己検査等の結果、陽性と判明した方からの登録情報を基に医師が陽性者であることを確認します。対象者等詳細は、ホームページでご確認ください。

◇ホームページ：<https://www.pref.okayama.jp/page/798343.html>

※「研究用」ではなく国が承認した「体外診断用医薬品」（医療用）または「第一類医薬品」（一般用）の抗原定性検査キット



陽性者診断センターHP



抗原検査キット取扱店舗リスト
(厚生労働省HP)